

令和5年度第4回学長選考・監察会議<議事要録>

日 時 令和5年7月24日(月) 13:58~15:56

場 所 本部棟5階 大会議室(対面及びオンライン)

出席者: 大西議長, 高塩委員, 谷口委員, 秦委員, 三輪委員,
丸橋委員(法文学部長), 河添委員(教育学部長), 磯村委員(人間科学部長), 鬼
形委員(医学部長), 伊藤委員(総合理工学部長), 上野委員(生物資源科学部長)
村瀬学内意向調査実施委員会委員長<報告事項のみ出席>

欠席者: 久保田委員

オブザーバー: 千家監事

陪席者: 藤田理事, 藤波理事, 総務部長, 総務課長, 総務課課長補佐

報告事項1. 学内意向調査実施委員会委員長等の選出について

議長及び事務局から, 学内意向調査実施委員会委員長等の選出について資料に基づき報告があった。

報告事項2. オンラインによる学内意向調査(事前テスト)の実施結果について

学内意向調査実施委員会委員長及び事務局から, オンラインによる学内意向調査(事前テスト)の実施結果について資料に基づき報告があった。

議長から, 事前テストにおいて重大な問題はなかったことから, 予定通り学内意向調査をオンラインで実施することとしたい旨の発言があり, 了承された。

議長から, 6月22日開催の本会議において再度提案することとしていた学内意向調査心得の審議時期について確認があり, 事務局から, 10月6日開催の本会議において学内意向調査の公示及び通知内容とともに審議いただく予定であるとの説明があった。

議長から, 学内意向調査実施委員会委員長に対して, 事前テストを踏まえて学内意向調査心得に盛り込むべき内容を整理するよう依頼があった。

議決事項1. 学長選考の基準について

議長及び事務局から, 学長選考の基準について資料に基づき説明があった。

委員から, 「2. 期待される役割」の「(1) 豊かな創造力と教養、高度な専門性、グローバルな感性を有し、地域や世界で活躍する学生を育成すること。」の「豊かな創造力」については, 元の表現であり島根大学憲章にも掲げられている「豊かな人間性」とすることについて提案があった。

委員2名から賛成するとの発言があり, 別の委員1名から, 「豊かな人間性」とすることには賛成するが, 「創造力ある学生を育成する」とするなどにより「創造力」という表現を残してはどうかとの意見があった。

議長から, 「(1) 豊かな人間性と教養、高度な専門性、グローバルな感性を有し、地域や世

界で活躍する創造力に富んだ学生を育成すること。」とすることについて提案があり、審議の結果、異議なく議決された。

また、事務局提案の「(4) 地域が抱える様々な課題を理解し、地域住民等と協働して解決に取り組み、地域コミュニティーを支えるとともに、地域の創生・活性化に貢献すること。」の「地域の創生・活性化に貢献」を「地域の活性化に貢献」に修正することによって(3)の「地方創生を牽引」との表現の重複を避けることについては異議なく議決された。

議長から、(1)及び(4)の修正をもって学長選考の基準を確定させることについて提案があり、審議の結果、異議なく議決された。

議決事項2. 令和5年度学長候補者選考日程について

議長及び事務局から、令和5年度学長候補者選考日程について資料に基づき説明があった。

委員から、学長候補適任者を決定する際の面接の有無について質問があり、事務局から、学長選考等規則第9条第2項に学長選考・監察会議は必要に応じて面接を行うことができると規定されているため、面接実施の有無については本会議で決定いただく必要があるとの回答があった。

議長から、次回開催の本会議において学長候補適任者を決定するための面接実施について検討したいとの発言があり、委員2名から、学長候補適任者を決定するための審査は書類選考により行えば良いのではないかとの意見があった。

議長から、学長候補適任者の審査を行う際の面接の必要性の有無については推薦締切を待って議長及び議長代理で判断すること、学長候補者の選考にあたっては面接を行うこととしたいとの提案があり了承された。これを踏まえて、学長候補者選考日程について議決された。

議決事項3. 学長候補適任者の推薦に係る公示及び推薦依頼について

議長及び事務局から、学長候補適任者の推薦に係る公示及び推薦依頼について資料に基づき説明があった。

委員から、公示の方法について紙による掲示を行わないこととした理由についての質問、及び公示の方法をインターネットに絞る必要はないのではないかとの意見があった。

事務局から、紙による掲示を行わないと提案した理由について、学長選考等に係る様式等に関する申合せ第2条において、掲示又はインターネット通信を用いた周知により行うことを規定していることから、後者の方法による周知を提案したとの回答があった。

委員から、紙による公示は多くの人の目に触れる場所に限定して掲示する方法があるのではないかとの意見があった。

議長から、公示の方法についてはインターネット通信を用いた周知を行うとともに、紙による掲示場所は議長及び議長代理で判断することについて提案があり、公示について議決された。

委員から、学長選考等規則第8条第1項第9号「その他学長選考・監察会議が必要と認める学外者」への推薦依頼について、広く学内外から推薦を求めるのであればダイバーシティの

観点も重要であるが、提案の依頼先のみではその点を欠いていること、推薦者について広く人選を行う時間はないこと、本日の決定が次回以降にも大きく影響するため慎重を期す必要があることから、第1号から第8号の推薦資格を有する者だけでは不十分な事情がある場合に第9号において特段に推薦を依頼することとし、今回は第9号については推薦依頼を行わないこととしてはどうかとの意見があった。

委員3名から、上記委員の意見に賛成するとの発言があった。

議長から、第9号については今回は該当者無しとすることについて提案があり、議決された。

委員から、第8号「島根大学の卒業生」に対する推薦依頼先を同窓会会長としている点について、同窓会組織を有しない人間科学部を除く5学部の同窓会会長に対して行うのか、また、同窓会の会長が代表して推薦することになるのかとの質問があった。

議長から、推薦依頼は各学部同窓会会長宛てに行うが、推薦は必ずしも会長が行う必要はなく、推薦に必要な卒業生3名以上の単位で推薦すれば良いとの回答があった。

続けて同委員から、同一の被推薦者に対する推薦者のグループは一つにまとまる必要があるのかとの質問があり、議長からその必要はないとの回答があった。

以上の議論の後、学長候補適任者の推薦依頼については第1号から第8号の推薦資格を有する者（第8号については5学部の同窓会会長）に対して行うこととして議決された。